

令和4年度（2022年度）就学援助受付のお知らせ

- 年度切替え・新規受付 -

国立市立小・中学校に就学する児童生徒の保護者のうち、教育費にお困りで世帯の所得合計が一定基準に満たない保護者に対して、市では学校で必要とする教育費の一部を援助しています。

なお、更新の学年のお子さんがある世帯を除いて申請は不要です（下記1囲み部分参照）。

また、これまで申請をされていない方で、令和3年中（2021年中）に新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯の方は、裏面の所得の基準目安を参考にご申請ください。

1 援助の対象・必要書類

下記①～④いずれかの要件に当てはまり、教育委員会が審査し認めた方が対象者となります。

	対象者	区分	必要書類等
①	現在、生活保護を受けているご家庭	要保護	印鑑・振込先のわかる通帳等 ※左記③を理由として申請される際に必要書類としていた「児童扶養手当証書」の写しの提出は、 今年度より不要 です。
②	昨年度以降、生活保護の停止・廃止となったご家庭	準要保護	
③	現在、児童扶養手当を受けているご家庭	準要保護	
④	その他経済的な理由により学校への支払いが困難なご家庭（裏面の基準目安表を参照）	準要保護	
	【家賃控除】 ④に該当の方で、家賃の支払いがある場合には、一定金額を所得から控除して審査することができます。賃貸住宅にお住まいで、家賃控除があれば認定の可能性のある所得の方には、 後日こちらから連絡し、家賃の支払いに係る証明の追加提出 を求めています。 (提出書類の例) 契約書、領収書、振込明細、通帳の該当部等のコピー 令和3年(2021年)1月～12月分		

***書類の不備等があった場合、受付できません。提出の際は申請書類、押印のご確認をお願いいたします。**

申請が必要な学年

・小学1年生（※） ・小学4年生 ・中学1年生

※小学1年生で、令和3年(2021年)12月に入学前準備金を申請された保護者は申請不要です。

ただし、ごきょうだいに更新の対象の学年(小4、中1)のお子さまがいる場合は申請が必要となります。

★就学援助を初めて申請される場合は、学年に関わらず申請が必要となります。

2 申請手続

申請書に記入・押印(署名の場合不要)の上、必要書類を添えて提出してください。

(1) 提出期間

4月1日付け認定は4月1日から4月28日までです。それ以降の申請は、申請日の翌月からの認定となり、一部減額や支給できない項目があります。(郵送の場合、4月30日までの消印有効)

(2) 受付場所及び時間

国立市教育委員会事務局教育総務課 **41** 窓口(市役所3階)

土曜日・日曜日及び祝祭日を除く午前8時30分から午後5時まで

※4月28日(木)は午後8時まで受け付けいたします。

※令和4年度よりご来庁が難しい方は、郵送での提出も受け付けます。

ただし、郵送料は申請者ご自身のご負担となり、受領証の発行はいたしませんので、予めご了承ください。

(3) 申請書の配布

更新対象学年の方は学校配布、4月1日より以下窓口の開設日に配布開始。

教育総務課 **41** 窓口(市役所3階)、南・北・駅前市民プラザ または ホームページからダウンロード



裏面に続きます。裏面も必ずお読みください。

3 対象となる項目

- ◇ 学用品費・通学用品費 (◆) (定額)
- ◇ 新入学用品費 (◆) (定額：4月認定者のみ該当、2月に入学前準備金を受給された方は除く)
- ◇ 校外活動費 (実費：上限あり)
- ◇ 修学旅行費(移動教室)費 (実費：上限あり)
- ◇ 卒業経費 (実費：上限あり)
- ◇ 学校保健安全法で定める医療費 (自己負担分：4～6月認定者のみ該当。虫歯・中耳炎等)
- ◇ 入学前準備金 (◆) (定額)
- ◇ 学校給食費 (◆)

※学用品費・通学用品費・新入学用品費は、認定時(おおむね8月下旬)に定額を保護者口座に振り込みます。教材費等は学校からの案内に従い、ご納入ください。

※校外活動費、修学旅行(移動教室)費及び卒業経費は、行事实施後3ヶ月以降を目安に支給となります。

※給食費は教育委員会から給食センターに直接支払います。認定月以降の分は保護者への請求がなくなります。

◆の項目は区分が「準要保護」の方のみ該当です(要保護の方は、生活保護費として同様の支給があります)。

4 注意事項

(1) 令和4年(2022年)1月1日現在の住所が国立市ではなかった保護者の方へ

令和4年(2022年)1月1日現在の住所が国立市でなかった保護者の方は、その時点で住んでいた区市町村が発行する「令和4年度区市町村民税課税・非課税証明書」(令和4年6月頃から交付が可能。交付可能となる時期の詳細は、該当する区市町村にお問い合わせください。)の交付を受け、追加提出してください。

(2) 以下の小中学校に通われている方について

市外の国公立小中学校若しくは義務教育学校の前期課程若しくは後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に区域外就学をされている方で、就学援助を希望される場合は、個別にご相談ください。

5 所得の基準目安表

世帯の所得の基準	世帯の状況(世帯構成・年齢で基準額は異なりますので目安です。)					世帯員数
約234万円以下	母(30歳)		小学2年生			2人
約285 //	父(39歳)	母(35歳)	小学2年生			3人
約303 //	父(39歳)	母(35歳)	中学1年生			3人
約324 //	父(39歳)	母(35歳)	小学2年生	幼児(4歳)		4人
約355 //	父(45歳)	母(42歳)	高校2年生	中学2年生		4人
約372 //	父(39歳)	母(35歳)	小学3年生	小学1年生	幼児(4歳)	5人
約400 //	父(45歳)	母(42歳)	中学3年生	小学5年生	小学1年生	5人
約404 //	父(49歳)	母(49歳)	高校3年生	高校1年生	中学2年生	5人

※所得とは、給与所得者の場合は給与所得控除後の金額、事業所得者の場合は必要経費を除いた金額をいいます。

※上表はあくまで目安となり、申請をもって正式な判定となります。

※特別な事情(保護者の死亡、離職、離婚等)がありお困りの方は担当課までご相談ください。

<担当及びお問い合わせ先>

国立市教育委員会教育総務課学務保健係 41窓口

TEL 042-576-2111 (内線332)

国立市 就学援助

検索

